

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成29年11月7日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成29年12月5日午前10時15分
- 2 公売（入札）締切日時
平成29年12月5日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成29年12月5日午前10時40分
- 6 開札の日時
平成29年12月5日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成29年12月12日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成29年12月12日正午
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で, 京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財5

2 見積価額

20,220,000円

3 公売保証金

2,030,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区桃山町新町

地 番 23番

地 目 宅地

地 積 261.15㎡

(2) 建物

ア 主である建物の表示

所 在 京都市伏見区桃山町新町23番地

家屋番号 20番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平屋建

床面積 56.85㎡

イ 附属建物の表示

符 号 1

種 類 物置

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 58.51㎡

2階 18.51㎡

符 号 2

種 類 便所

構 造 木造瓦葺平屋建

床面積 3.63㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京阪宇治線「桃山南口」駅から北東方へ約500m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産(1)は、間口約9.5m、奥行約30mの概ね長方形地である。南側が幅員約5mの舗装市道（桃山緯45号線）に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されている。
- (3) 公売財産(2)の建築時期は不明である。なお、倒壊の危険性があるため、本市から所在地にある全ての建築物（基礎を除く。）の除去又はこれに相当する修繕実施の勧告がなされており、現在、倒壊防止用のシートが設置されている。
- (4) 公売財産には、心理的^{かし}瑕疵あり。詳細は担当までお問合せください。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 第一種住居地域、指定^{べい}建蔽率60%（用途地域による）、指定容積率200%、15m第二種高度地区、日影規制（一）、山ろく型建造物修景地区 伏見・山科地区、屋外広告物第2種地域、屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域、宅地造成工事規制区域
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地【伏見城跡：一般遺跡】

※ 周知の埋蔵文化財包蔵地に関する届出についての問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

TEL：075-366-1498

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL：075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)